

三公告第10号

三島町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）（案）について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告する。

令和7年3月13日

三島町長 矢澤 源成



- 1 三島町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）（案）の縦覧期間
自 令和7年3月14日
至 令和7年3月27日
- 2 農用地利用計画案の縦覧場所
三島町役場 産業建設課 産業建設係
大沼郡三島町大字宮下字宮下350番地
- 3 意見書の提出方法等
 - ・ 書面での提出とし、日本語に限る。電話や窓口における口頭意見は受付しない。
 - ・ 個人の場合にあつては、住所及び氏名を記載すること。
 - ・ 法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。
- 4 意見書の処理等
 - ・ 意見書については、三島町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。
 - ・ 意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。